



発行日	2023年 6月 12日
発行者	瀬戸伸一
編集者	瀬戸伸一
印刷	葉山喜義

美 Now！！(なう) R5年 6月号

お知らせ

店舗検査のお知らせ

広告補助金のお知らせ

規約改正委員会 募集

コロナ感染拡大予防の為
換気 手洗い 消毒 施術中のマスクを推奨します
施術者 お客様を守るため今一度見直しをお願いします

振込口座	横浜銀行	さがみ野支店
店番	453	口座番号 1209145
口座名義	厚木地区美容業組合	代表 葉山喜義

厚木地区美容業組合だより

2023年 6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6 精華園	7	8	9	10
11	12 三役会	13 紅梅	14	15	16	17
18	19	20	21 メール便 発送予定日	22 県央ブロック	23	24
25	26	27 K B K理事会	28	29	30	

2023年 7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4 精華園	5	6	7	8
9	10 三役会	11 紅梅	12	13	14	15
16	17	18	19 メール便 発送予定日	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

一組合報告一	
福祉共催 互助会	互助会 入院見舞金 1万円 福祉共済 金婚式祝金 5万円 2名
	R5年度 店舗検査のお知らせ 対象地域は 清川 座間 地区です 日程は3月の別紙の予定表の通りです 詳しくは各地区長 までご連絡ください
退会	海老名座間地区 care of hair kiri 織田真人先生 ゆき美容室 相田雪枝先生が 一身上都合により5月末退会されました 名簿の訂正をお願いします
5月 9日	厚木地区美容業組合 公衆衛生講習 総会 開催 時間 公衆衛生 13:00～13:45 総会 14:00～16:00 会場 アミューあつぎ 610 公衆衛生講習 43名出席 厚木保健福祉事務所 職員の藍原さんより美容所監査結果 届け出等、消毒法等の 解説 報告が有りました KBK厚木支部（厚木地区美容業組合）第62回定期総会 資格審査 組合員総数 79名中、出席数 34名 委任状 24名 合計数 58名で組合員総数の過半数に達しましたので、本総会が成立致しました すべての議題が滞りなく審議され承認されました事 ご報告致します
5月18日	県央ブロック会議 開催 会場 相模大野南公民館 時間 19:30～20:30 厚木より 葉山 瀬戸 渡来 原 以上4名出席 KBK理事会（4/25）報告 ・理事会で協議された議案のうち、前述のエアコンの購入に係る事柄についての経緯と 支払いを確認。 ・組合員の減少及び、支部運営の困窮に対処するために、組織改革委員会の設置が 提案された。 KBK組織委員会の件 ・前掲の組織委員会の委員選出について、県央から以下の2名を推挙 相模原支部 金井真一 厚木支部 原 勇 但し、委員会の実施時刻の繰り下げ（19:30）と実施期日の事前の通知を条件とする 4.その他 ①大和が今年度に取り組む「専属の弁護士相談窓口」の開設についての説明と パンフレット配布 ②次回会議を6月22日（木）に予定。 ・会計及び業務の引継ぎ、並びに各支部からの会費集金を行う。

5月23日	KBK令和 5 年通常総代会 開催 日時 5月23日 受付 13 時 開会 13 時 30 分 会場 横浜市技能文化会館 2階 厚木より葉山 渡来 小橋 遠藤 原 石井 以上6名出席致しました 資格審査結果報告 総代総数 129 名中 出席 69 名、委任状 47 名、合計 116 名（過半数）により、 令和 5 年通常総代会が成立致しました すべての議題が滞りなく審議され承認されました事 ご報告致します
6月 6日	精華園カット奉仕 9時30分～12時10分 14名 アダム&イヴ アトリエ 2名出席
6月 12日	三役会 開催 会場 えびなビナレッジ 時間 19:00～21:00 瀬戸 葉山 渡来 小橋 遠藤 原 以上 6名出席

	今後の役員予定について
6月 22日	県央ブロック 瀬戸 葉山 渡来 原
6月 27日	KBK理事会 葉山
7月 10日	三役会 瀬戸 葉山 渡来 小橋 遠藤 原

ー今後の予定&お知らせー

会計より お知らせ	組合費その他自動引き落としの件 6月12日に引き落としがありました。 詳しくは会計瀬戸までご連絡下さい。TEL 090-8563-3958 口座の残高不足で引き落としが出来ない方が多数ございます 毎月8日までに残高確認をお願いします
	箱根ハイキングのお知らせ 箱根の石仏巡り 雨天予報につき延期 雨天予報につき10月10日延期しました 8月に再募集致します いつも鎌倉ハイキングでガイドして頂く大貫先生に今回は箱根をガイドして頂きます 日時 5月30日 (火曜日) 10月10日 (火曜日) 集合時間 集合場所 小田急小田原駅改札口 10:00スタート バス 芦ノ湯→元箱根石仏群→歴史館→バスで元箱根(昼食)→ 箱根神社→バスで小田原駅→解散15:00 会費 2000円 申し込み締め切り 5月15日 9月末日 昼食 各自自由
	広告補助金のお知らせ 別紙参照 昨年同様、組合名を入れて広告してくれた組合員に補助金を支給致します(5000円) より多くの方に組合を知って頂くためにご協力をお願いします その他要望提案がありましたら支部長までご連絡下さい 送付先 支部長 瀬戸伸一 メール s-seto@nifty.ne.jp FAX 046-404-7203 返信用封筒でもOKです
	規約改正委員会 募集 総会で承認されました会員種別に関して規約改正を検討する 規約改正委員会を8月31日と11月と来年2月に開催致します 会員は三役と若干の組合員を予定してます ご協力頂ける組合員の方は 組合長瀬戸までご連絡ください 連絡先 支部長 瀬戸伸一 メール s-seto@nifty.ne.jp FAX 046-404-7203 返信用封筒でもOKです
	かながわ PAY 第三弾 開始 「かながわPay」の第3弾が、7月27日午前10時から開始されます。 予算上限(100億円)に達すると終了となります。 ポイントの利用期間は、8月3日～11月30日。利用者は支払った金額の 10%から20%がポイント還元されます。 1人当たりのポイント還元の上限は3万円です。 「かながわPay」を利用するには、専用のアプリをダウンロードし、 利用登録する必要があります。また、対応をする店舗は登録が必要です。 詳しくは、https://kanagawapay.pref.kanagawa.jp/または検索「かながわpay第3弾」

厚木地区美容業組合 公式LINE開設のお知らせ

☆厚木地区美容業組合は組合員に新しい情報を伝えるために
電話による連絡網と月一の会報「美なう」の配布をしていますが
この度迅速に発信していくため公式ラインを開設しました。
LINEをされてる方はお友だち登録をお願いします

<https://lin.ee/y7SCiaT>

今現在 36 名登録



令和 5 年 3 月 13 日よりマスクの着用は「個人の判断に委ねる」ことになりました

1. 「個人の判断」ということは、お店として「着用をお願い」はしなくて良いですが、
一方で高齢者や持病をお持ちの方など、感染リスクの高い方々への
配慮も必要であることは忘れないようにしましょう。

2. 「マスクの着用」をお店としてお願いしてはいけないの？

今般の見直しでは、事業者の対応について「事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、
利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される」としています。
従って、これまで通り利用者にマスクの着用を求めることは認められますが、「個人の判断に委
ねる」ことが基本とされているため、強制・強要することはできません。

3. マスク着用をお願いし、マスクをしないことを理由に入店を断った場合、

「個人の判断だ」と苦情を言われた場合、どのように対応すればいいの？
お店としての利用の条件（現金決済のみ、キャッシュレス決済のみ、ドレスコード等の条件と
同じようにマスク着用を求める）を設けることは可能です。その上で、以下のような理由でマス
クの着用について強制するのではなく、感染防止対策としてお店の利用条件とさせていただいて
いることを丁寧にお知らせしましょう。

4. 従業員にマスクの着用を求めることは、「強制」や「強要」になりますか？

個人の判断に委ねることを基本としているため、着用を拒む従業員に対して無理やりマスクの
着用を求めることは「強制」や「強要」になってしまいます。
しかし、事業所として事業を継続していくためには、以下のような点について取り組んでいく
必要がありますので、その点を従業員に丁寧に説明し理解を得たうえで従業員自身の意思により
マスクを着用してもらうよう指導していきましょう。

5. マスク着用をお願いを掲示しなくても良いのですか？

個人の判断に委ねることを基本とするため、3 月 13 日以降はマスク着用をお願いを掲示しなく
ても問題はありませぬ。
しかし、マスクの着用の考え方は見直されましたが、新型コロナウイルスが無くなったわけ
はありません。「大声での会話を慎むこと」や「咳エチケットの励行」は引き続きお店としてもお
客さまに求めています。

組合のメリットは沢山ありますが それを拾うか見過ごすかは本人次第です

この投稿を読まれた方は一つメリットに気がつくはず

読まなかった方は残念ですが一つメリットを落とした事になります

一つでも多くメリットを拾って明日の営業の糧にして頂けたら幸いです

組合では皆さんからの記事の投稿を募集してます

お仕事関係でも、お料理レシピでも何でもかまいません

郵送でもfaxでもメールでもLINEでも、何でもかまいませんお待ちしてます！！

尚、記載記事に関して批評 誹謗中傷は受け付けません

楽しい投稿お待ちしております！！

詳しくは瀬戸支部長まで FAX 046-404-7203 メール s-seto@nifty.ne.jp

神奈川県美容業生活衛生協同組合厚木支部
「厚木地区美容業組合」

広告補助金申請 用紙

令和 年 月 日

添付の広告に対して厚木地区美容業組合に補助金申請します

申請用紙 1部

広告資料（現物 または写真）

組合名を入れて広告してくれた組合員に補助金支給（5000円）いたします

名称 厚木地区美容業組合 加入サロン
または神奈川県美容業生活衛生協同組合厚木支部 加入サロン

申請は年度に一回 一広告のみとします

年間管理費（電柱広告等）のかかる広告は毎年度申請できます

SNS等への単発宣伝書き込みは不可とします

広く多くの方が目にする広告（チラシ 看板 共催等）

可否の判断は写真または現物を提出していただいて判断させていただきます

期間 令和5年度 それ以降は再度検討します

氏名 サロン名

住所

TEL&携帯

メールアドレス

提出書類 現物 写真 その他

その他 備考

